



平成30年6月15日

各 位

会 社 名 イーレックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 本名 均
(コード番号：9517 東証第1部)
問 合 せ 先 専務取締役 花島 克彦
(TEL. 03-3243-1167)

証券取引等監視委員会による勧告事案に関する再発防止策について

平成30年4月24日に証券取引等監視委員会から、当社役員より情報を受領した者による当社株式に係る内部者取引に対して課徴金納付命令の勧告が行われ、同年6月11日に金融庁により、当該命令が決定されました。当社は、平成30年4月25日付「証券取引等監視委員会による当社役員からの情報受領者に対する課徴金納付命令発出の勧告について」にてお知らせ致しましたとおり、本件については、当社及び当社役員による法令違反には当たらないものの、当社は、社外の弁護士及び有識者による再発防止策に関する提言ならびに当社の管理体制に対する提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の検討を行ってまいりました。

この度、当該有識者等からの提言を下に、本日開催の取締役会において、当社管理体制に係る再発防止策を決定いたしましたので、下記の通りご報告いたします。

記

再発防止策

1. 重要事実の該当性判断に関する知見の向上及び情報管理の徹底

インサイダー取引規制や情報伝達・取引推奨規制における重要事実とは何かを全役職員に再度周知徹底し、また、重要事実に関連し得る情報、情報伝達者及び情報受領者の一元管理を確実にを行う体制を構築いたします。具体的には、以下の対応を実施いたします。

- ① 重要事実に関連する可能性のある一般的な情報、事象等を記載したリストを全役職員を対象とした研修において配布し、重要事実とは何かの周知徹底を図ります。
- ② 情報責任者は、提供された情報、事象等が重要事実に関連するか否かの判断を行い、該当する場合は重要事実としての扱いを情報受領者に徹底させると共に、情報伝達者及び情報受領者の一元管理を行います。



2. 研修体制の強化・見直し

全役職員に対し、定期的な研修を実施し、各人の法令遵守意識を高め、インサイダー取引規制違反及び情報伝達・取引推奨規制違反等の法令違反の発生を未然に防止します。具体的には、以下の対応を実施いたします。

- ① 全役職員に対して年2回のインサイダー取引規制及び情報伝達・取引推奨規制等に関する研修を実施すると共に、フォローアップテストにて効果を確認します。
- ② 役員については①に加え、年1回社外セミナー等を受講することを義務付けます。

3. 情報管理体制の運用状況の定期的な確認と必要に応じた見直し

当社は、今後、定期的に情報管理体制に関する役職員の遵守状況の確認を行うとともに、確認の結果を踏まえて、必要に応じて随時見直しを行ってまいります。

お客様をはじめ関係各位にご心配をお掛けしたことをお詫び申し上げるとともに、今後は当社の内部管理体制の強化・改善を着実に実行し信頼回復に努めて参る所存です。

以上